

各市町村教育委員会教育長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長  
(公 印 省 略)

## 新年度における市町村立学校の対応について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の対策のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

まん延防止等重点措置期間終了後の市町村立学校の対応については、令和4年3月18日付け教義指第1302号「まん延防止等重点措置終了後の市町村立学校の対応について（通知）」資料1にて通知しておりますが、本県では、依然として予断を許さない状況が続いています。

こうした状況から、市町村教育委員会におかれましては、改めて下記事項を踏まえ、感染防止対策を徹底しながらの学校の運営を継続いただきますようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

## 記

### 1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施すること。

### 2 基本的な感染防止対策の徹底について

#### (1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合には登校・出勤しないことについて徹底すること。併せて、自宅での休養を徹底すること。

なお、持病がある児童生徒・教職員等の登校・出勤については、個別の状況に応じて適切に判断すること。

#### (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗いの徹底とマスクの正しい着用を徹底すること。

イ 常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

#### (3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。

### 3 授業等について

#### (1) 感染防止対策の徹底

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

※ 特に、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動などを行う際も、感染防止対策を徹底すること。

(2) オンライン学習環境と年次更新の再確認

令和4年3月16日付け教I推第268-1号「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について（通知）」

資料2の「GIGAスクール構想 年度更新タスクリスト」（別添2）を踏まえ、学習者用端末の年度更新について万全な対応ができるよう、作業計画を市町村教育委員会と学校が共有し、オンラインを活用した学習を実施することができる環境構築に遺漏なく取り組むこと。

#### 4 学校行事について

各行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。

(1) 令和4年度入学式について（令和3年度卒業式と同様の対応）

原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。その際は、児童生徒一人につき保護者1名までを基本とし、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

実施にあたっての工夫例については、令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）」資料3の(3)令和3年度の卒業式についてを参照すること。

(2) 修学旅行等の校外行事について

修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。

(3) 始業式、全校集会及び学年集会等について

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う各種集会・行事等の実施にあたっては、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

(4) 体育祭等について

ア 各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等についての目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。

イ 今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。

## 5 部活動について

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。

ただし、部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることが重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組むこと。各学校、各部活動においては、改めてこれらの指導について徹底を図ること。

- (1) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底すること。また、家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。
- (2) 活動場所の換気や飛沫感染防止対策を徹底すること。特に、屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定期的な換気を徹底すること。
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底すること。特にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに会話をしたり、飲食を共にしたりすること等の禁止について徹底すること。
- (4) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。
- (5) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。）
- (6) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断すること。
- (7) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等踏まえ、実施の可否を判断すること。
- (8) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」[資料4](#)を参照し、PCR検査等の受検について配慮すること。

## 6 教職員・児童生徒のワクチン接種について

- (1) 教職員の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務負担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

- (2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、別添リーフレット[資料5・6](#)を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」[資料7](#)、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教小第153号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）」[資料8](#)を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特にワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

## 7 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」**資料9**で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」**資料10**を改めて確認しておくこと。

ただし、濃厚接触者相当の者の特定及び学級閉鎖を実施する際の目安については、令和4年3月28日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）」**資料11**により、以下のとおり取り扱うこと。

ア 濃厚接触者相当の者とは、原則として「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」であること。

イ 学級閉鎖実施にあたり、濃厚接触者相当の存在を特段考慮する必要がないこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時は臨時休業や出席停止を適切かつ迅速に判断すること。

## 8 感染拡大地域における小中学校の対応

子供世代（10歳未満）の市町村別感染状況を踏まえ、感染が拡大している地域の小中学校においては、緊急メール等を活用し、学校から家庭に感染防止の協力依頼をすること。また、感染者数や学級閉鎖等の状況を中学校区内で情報共有し、迅速な対応を図ること。

※市町村別感染状況については、週1回、県教育局から市町村教育委員会に情報を提供するので参考にすること。

## 9 学校外での感染防止について

家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について保護者等に協力を依頼すること

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（正しいマスクの着用、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 飲食中はなるべく会話を控える
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

## 10 送付資料

【資料1】令和4年3月18日付け教義指第1302号「まん延防止等重点措置終了後の市町村立学校の対応について（通知）」

【資料2】令和4年3月16日付け教I推第268-1号「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について（通知）」

【資料3】令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

【資料4】令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」

- 【資料5】 令和3年7月リーフレット「新型コロナワクチン接種の正しい理解のために（児童生徒・保護者向け）」
- 【資料6】 令和3年7月リーフレット「新型コロナワクチン接種の正しい理解のために（教職員向け）」
- 【資料7】 令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- 【資料8】 令和3年6月10日付け教小第153号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- 【資料9】 令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」
- 【資料10】 令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」
- 【資料11】 令和4年3月28日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）」
- 【資料12】 令和4年4月6日付け教高指第50号「新年度における県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当  
電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当  
電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963

I C Tの活用に関すること

担 当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当  
電 話 048-830-7557

教職員のワクチン接種に関すること

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当  
電 話 048-830-6971